

厚生年金の更なる適用拡大を 2016年10月から年収106万円以上等で加入

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

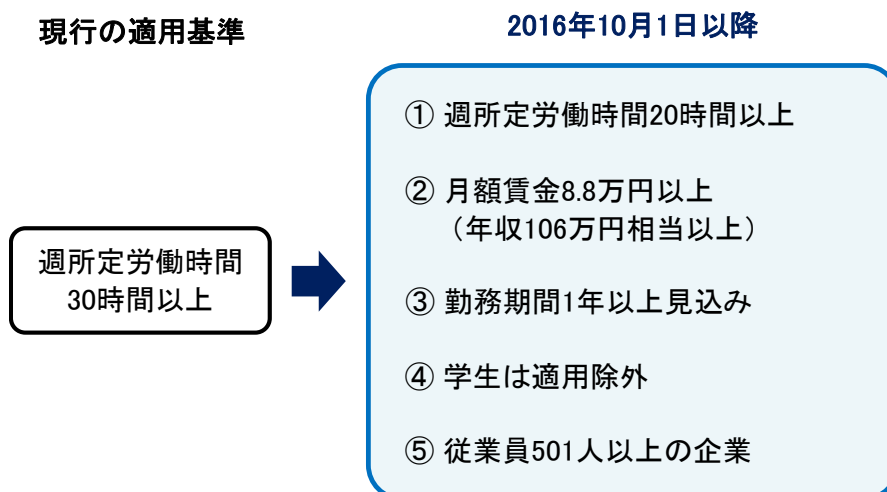
naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 2016年10月1日から厚生年金の適用拡大が実施され、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円（年収106万円相当）以上等の短時間労働者約25万人が新たに厚生年金に加入する見通し
- 今後、賃金水準が順調に上がり、厚生年金適用事業所で週20時間以上働く短時間労働者全てが年収106万円以上になれば、加入者が現行比約250万人増加するが、実現は容易ではない
- 施行3年以内に更なる適用拡大が検討されるが、短時間労働者の老後所得の確保のためにも継続的な賃金水準の引き上げを図るとともに、厚生年金適用基準の見直しを進めることが必要である

1. 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

2016年10月1日から短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大が実施される。現在の厚生年金・健康保険の適用条件は、週所定労働時間がおおむね30時間以上の労働者である。改正後は、適用対象が週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上（年収106万円相当以上）、勤務期間1年以上見込みで、従業員501人以上（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者数で算定）の企業に雇用される短時間労働者にも広げられる。ただし、学生は適用除外される（図表1）。

図表 1 厚生年金・健康保険の適用拡大



(注) 1. ②賃金には賞与や割増賃金等を含まない。
2. ⑤従業員501人以上は、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。
3. 施行3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じることとされている。
(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

この改正は、①企業に勤務していながら厚生年金・健康保険の恩恵を受けられない非正規労働者に厚生年金・健康保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正することや、②社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業を促進して、今後の人口減少社会に備えることを目的としている¹。

新たな適用基準のうち、収入基準（月額賃金8.8万円）に含むのは、最低賃金法による賃金²に相当するものであり、臨時に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、通勤手当等は含まない（図表2）。

なお、適用除外となる従業員500人以下の企業についても、労使の合意に基づき、企業単位で適用拡大を実施することが検討されている³。

2. 厚生年金の適用拡大による影響

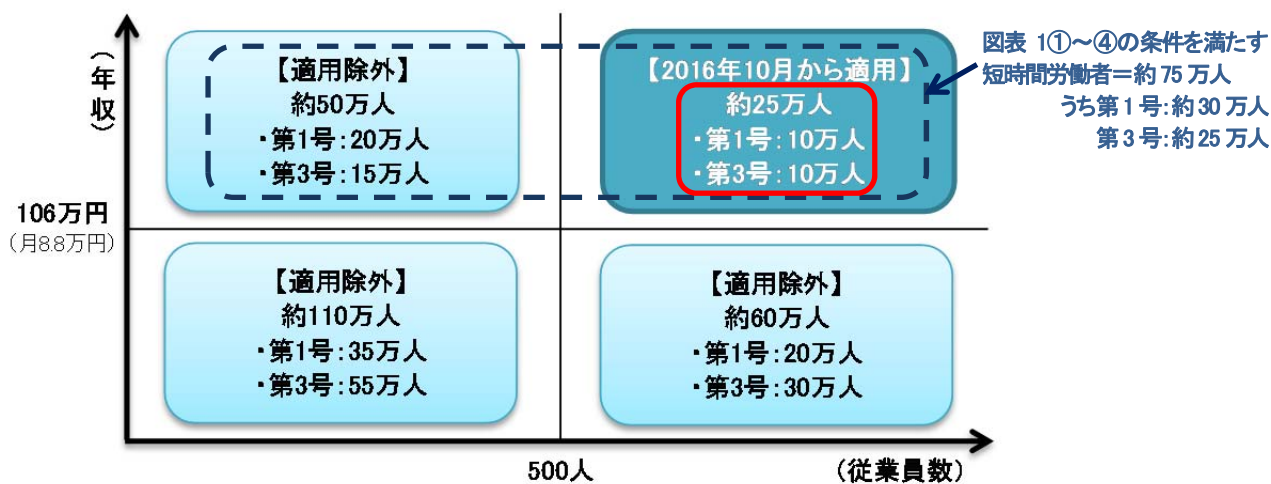
厚生労働省によると、2016年10月の適用拡大により新たに厚生年金・健康保険に加入する短時間労働者は約25万人と見込まれている。このうち、現在、国民年金第1号被保険者が約10万人、第3号被保険者が約10万人であり、非加入者が約5万人である（図表3）⁴。

図表 2 最低賃金の対象とならない賃金

(1)	臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
(2)	1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
(3)	所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
(4)	所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
(5)	午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
(6)	精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（資料）厚生労働省

図表 3 週 20 時間から 30 時間労働の短時間労働者



（注）1. 従業員数は適用拡大前の基準で適用対象となる労働者数。
 2. 他に勤務期間1年未満の者が約100万人、学生が約50万人いる。
 3. 対象者数は国民年金第1号被保険者（自営業者等）、第3号被保険者（専業主婦等）のほかに、60歳以上や20歳未満で新たに厚生年金の適用となる者がある。

（資料）厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

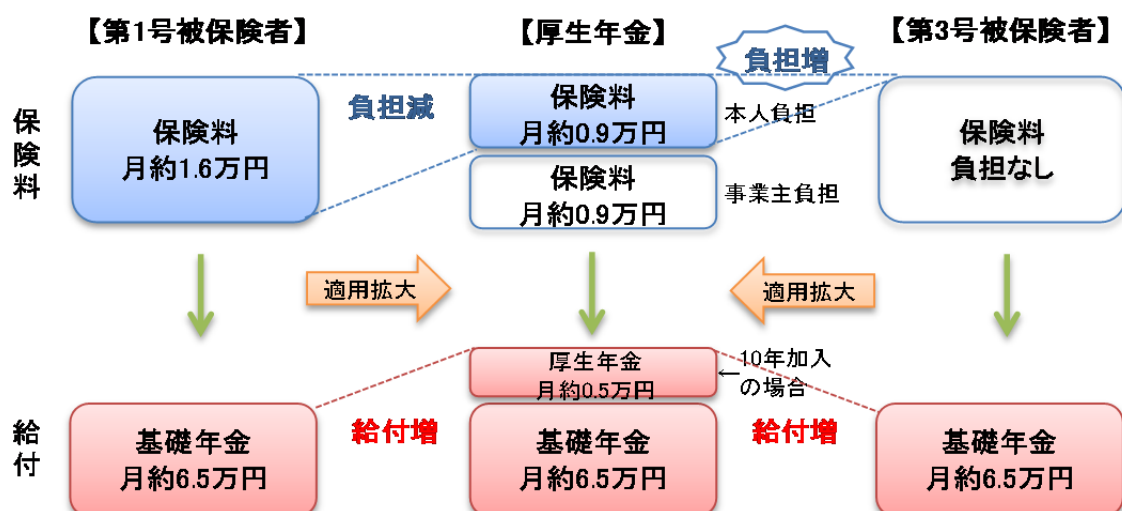
なお、前掲図表1の①～④の条件を満たし、⑤「従業員501人以上の企業」の条件を満たさない短時間労働者は約50万人いる。従業員500人以下の企業が任意で適用拡大を実施することが可能になれば、2016年10月の適用拡大対象の短時間労働者と合わせて最大で約75万人が新たに厚生年金・健康保険の適用対象となる可能性がある（前掲図表3）。

続いて、厚生年金の適用拡大による負担と給付の変化を確認する。短時間労働者のうち、国民年金第1号被保険者については、適用拡大により厚生年金が適用されると保険料負担が労使折半になるため、対象者の多くは負担が軽減されるうえ、給付は現在より充実する。一方で、第3号被保険者については、適用により給付は充実するものの、現在保険料負担がないのに対し新たに保険料負担が生じることになる。

例えば、月額賃金10万円のパートタイム労働者の場合、国民年金第1号被保険者の保険料は月額約1.6万円であり、厚生年金に加入すると月額約0.9万円（本人負担）と負担減になるが、第3号被保険者は保険料負担がないため、厚生年金に加入することで月額約0.9万円の負担増となる。厚生年金に加入すると給付は10年間加入した場合で月額約0.5万円、20年間加入で月額約1.0万円増額する。第1号被保険者にとっては、保険料負担が減少し、給付が増加するため、厚生年金の適用拡大のメリットは大きい。しかし、第3号被保険者にとっては月額約0.9万円の負担増に対して、将来の厚生年金が10年間加入で月額約0.5万円、20年間加入で月額約1.0万円の増加であるため、厚生年金の適用による負担増が目立つ（図表4）。

なお、健康保険に関しては、国民健康保険の被保険者が適用拡大により健康保険に加入する場合は、居住する市町村や世帯形態等によって変化は異なるものの、単身世帯の場合はおおむね負担減となる。一方で、健康保険の被扶養者（国民年金第3号被保険者等）は保険料負担がないため、適用拡大により健康保険に加入すると保険料が負担増となる（2015年度の協会けんぽの保険料率（全国平均）は10.0%、介護保険料率1.58%、労使折半）。給付に関しては、いずれも患者の窓口負担は3割で変わらない⁵。

図表 4 厚生年金の適用拡大による負担と給付の変化（月額賃金 10 万円の場合）



(注) 1. 月額賃金 10 万円は、標準報酬月額 9.8 万円となる。標準報酬月額は、厚生年金・健康保険において被保険者が事業主から受け取る毎月の報酬の月額を区切りのよい幅で区分した額で、保険料や給付額算出の基礎になる。
2. 保険料は 2016 年 10 月時点で、厚生年金保険料は報酬の 18.182%（労使折半）、国民年金保険料は見込み。給付は 2015 年度価格。

(資料) 厚生労働省資料等より、みずほ総合研究所作成

このため、国民年金第3号被保険者や健康保険の被扶養者については、保険料負担増となる厚生年金・健康保険の適用を回避するために就業時間の調整が行われるのではないかと懸念されている。また、保険料は労使折半であるため、事業主が保険料負担を回避するために、パートタイム労働者の就業時間を抑制する懸念もある。

3. 国民年金第3号被保険者の現状

国民年金第3号被保険者は、ほぼ健康保険の被扶養者であるため⁶、以下では、第3号被保険者数の推移と就業状況について確認する。

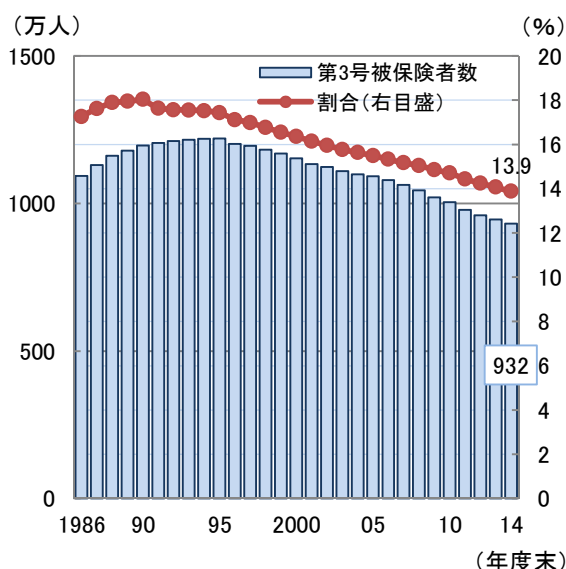
(1) 第3号被保険者数の推移

第3号被保険者数は、第3号被保険者制度がスタートした1986年度末時点では1,093万人であり、その後1995年度末の1,220万人までは増加していたが、1996年度以降は年々減少を続けており、2014年度末時点で932万人まで減少した。公的年金加入者全体に占める第3号被保険者の割合は、1986年度末の17.3%から1990年度末の18.0%までは上昇していたが、その後は徐々に低下しており、2014年度末には13.9%となった(図表5)。

(2) 就業形態

第3号被保険者の収入要件は年収130万円未満であり、就業している第3号被保険者は少なくない。第3号被保険者のうち、非就業者の割合は1995年時点では7割弱だったが、2013年時点では5割強まで低下している。一方、非正規雇用者の割合は、1995年時点で3割弱だったが2013年には4割強となっており(図表6)、就業している第3号被保険者の割合が拡大している。

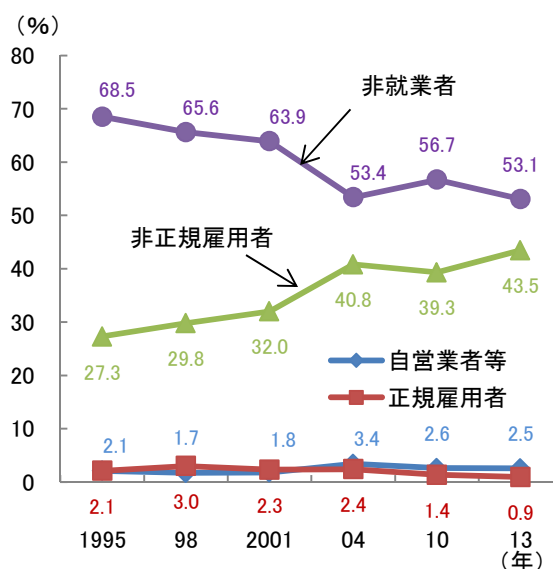
図表5 第3号被保険者数の推移



(注) 第3号被保険者数の割合は、第3号被保険者が被保険者計に占める割合。

(資料) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(各年版)より、みずほ総合研究所作成

図表6 第3号被保険者の就業形態



(注) 第3号被保険者数を100%とした場合の各就業形態別の人数の割合。四捨五入の関係で合計が100%とならない年もある。

(資料) 厚生労働省「公的年金加入状況等調査」(各年版)より、みずほ総合研究所作成

(3) 労働時間

就業している第3号被保険者のうち、会社員・公務員（パート・アルバイトが中心）について、週労働時間をみると、20時間未満が50%、20時間以上30時間未満が41%、30時間以上が9%となっている（図表7上）。なお、週労働時間が30時間以上の会社員・公務員であれば、通常は厚生年金に加入し、厚生年金被保険者（国民年金第2号被保険者）となる。しかし、勤務先が個人事業所等で厚生年金適用事業所でない場合は厚生年金に加入しないため、年収130万円未満等の条件を満たせば第3号被保険者となることや、本来は厚生年金の適用の可能性がある者が第3号被保険者となっていること⁷等により、週労働時間が30時間以上の第3号被保険者がいると考えられる。

(4) 年収

第3号被保険者の年収をみると、103万円未満が78%を占めており、第3号被保険者の4分の3以上が税法上の配偶者控除が受けられる範囲内で就業している。また、2016年10月の改正により厚生年金適用の収入要件に新たに該当する年収106万円以上で、第3号被保険者の収入要件130万円未満は全体の15%を占める（図表7下）。

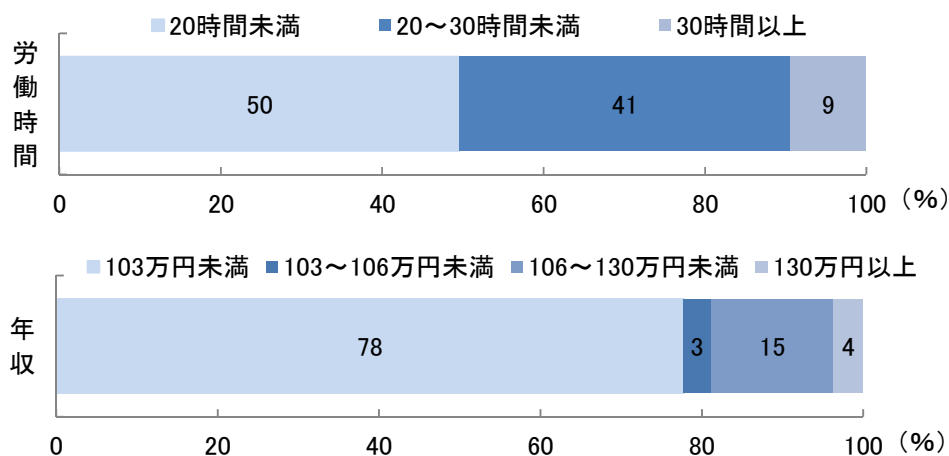
4. 厚生年金の更なる適用拡大に向けて

2016年10月の厚生年金の適用拡大後、3年以内に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じることとされており、厚生年金の更なる適用拡大が検討される見通しである。

改正後の厚生年金の適用基準のうち、収入の基準は月額8.8万円以上であり年収では106万円相当以上となるが、年収106万円となる週労働時間は、時間給が2015年の最低賃金（全国加重平均で798円）であれば週26時間、2014年の平均賃金（女性の短時間労働者平均で時間給1,012円）であれば週20時間となる。

したがって、全国の平均賃金で就業していれば、おおむね週20時間労働で年収106万円となり、勤続1年以上等のその他の条件を満たせば、2016年10月の改正後の厚生年金の適用基準に該当する。

図表 7 国民年金第3号被保険者における会社員・公務員の労働時間・年収の分布



(注) 1. 不詳を除いた全体を100%としている。

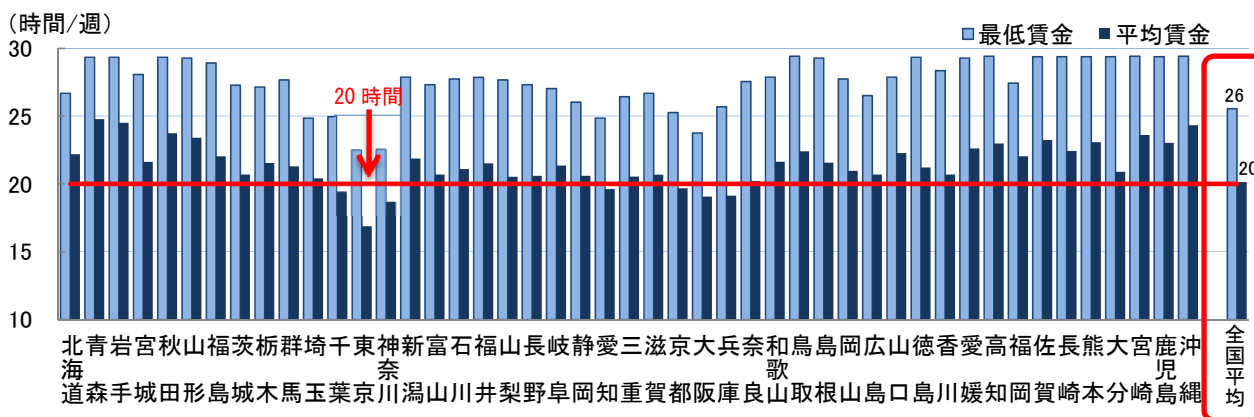
2. 年収は2012年の税込額。年収130万円以上は第3号被保険者にはならないが、年収130万円以上が4%となっているのは、前年の年収を調査していること等による。

(資料) 厚生労働省「公的年金加入状況等調査」(2013年)より、みずほ総合研究所作成

しかし、最低賃金、平均賃金は地域ごとに大きく異なる。そこで、都道府県ごとに年収106万円となる週労働時間をみると、最低賃金では最も水準が高い東京都（907円）で週22時間であるが、最低賃金が690円台で週29時間となる県も少なくない。平均賃金でみると、東京都（1,207円）が週労働時間17時間であるほか、千葉県（1,048円）、神奈川県（1,091円）、愛知県（1,039円）、京都府（1,036円）、大阪府（1,069円）、兵庫県（1,065円）と、1,020円以上の地域では週労働時間が20時間以下になる。平均賃金が800円台前半と低い地域では、週24時間程度となる（図表8）。

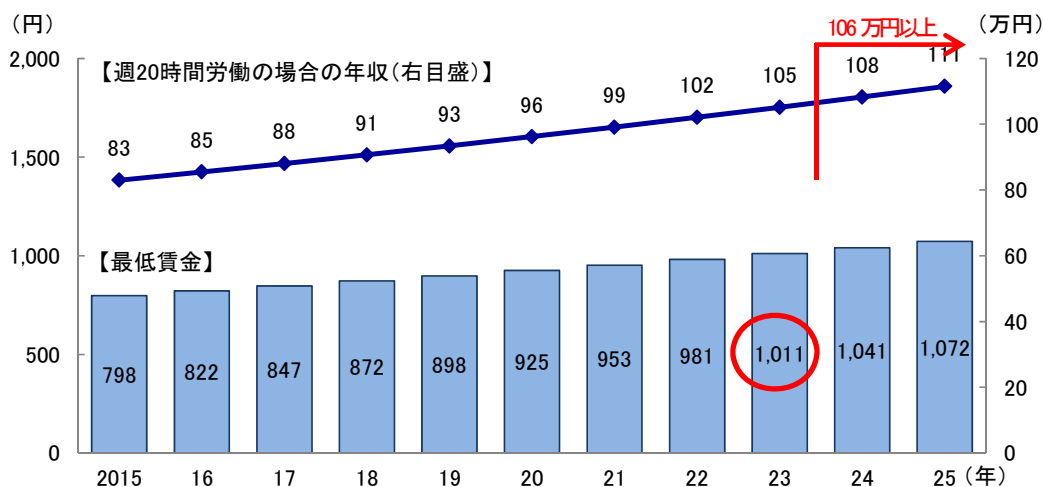
2015年11月26日の経済財政諮問会議で示された「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対応策」では、「名目GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中で、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。」と、最低賃金引き上げの目標が明らかにされた。2015年の最低賃金の全国加重平均は798円であるため、年3%ずつ引き上げると2023年に1,000円を超え、厚生年金の適用基準を2016年10月改正のままとしても最低賃金（全国加重平均）で週20時間以上就業すれば2024年には厚生年金の適用対象となる（図表9）。

図表 8 年収 106 万円の短時間労働者の週労働時間（都道府県別）



(注) 1. 最低賃金は 2015 年、平均賃金は 2014 年の短時間労働者（企業規模 10 人以上、女性、全産業の平均時間給）。
 2. 週労働時間は、時間単位で四捨五入した時間。
 (資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2014 年）等より、みずほ総合研究所作成

図表 9 毎年 3% 上昇した時の最低賃金と年収 106 万円の週労働時間



(資料) 厚生労働省資料等より、みずほ総合研究所作成

ただし、2015年の最低賃金が最も低い地域は693円であり、毎年3%ずつ引き上げても1,000円を超えるのは2028年、年収106万円を超えるのは2029年になる。

厚生労働省によると、厚生年金適用事業所に勤務する週労働時間20時間以上の短時間労働者（学生と勤務期間1年未満見込みを除く）は約250万人である⁸。賃金水準が上がり、週20時間以上の全ての短時間労働者が年収106万円以上となれば、2016年10月の改正で新たに厚生年金に加入する見込みの約25万人を除き、更に200万人強が厚生年金の加入対象となる。

ただし、過去の最低賃金の引き上げ状況を見ると、年3%以上引き上げられたのは1993年が最後であり、引き上げ幅が大きいとされている直近においても、2013年2.0%、2014年2.1%、2015年2.3%と、引き上げ率は2%台にとどまっている。2016年以降、3%の引き上げを継続させることは容易ではない。

短時間労働者の老後所得の確保を図るためにも、賃金水準の引き上げを進めていくとともに、厚生年金の適用基準の見直しも併せて実施し、より多くの短時間労働者を厚生年金に加入させることが必要であろう。

¹ 厚生労働省資料による。

² 最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。

³ 厚生労働省年金局「第31回社会保障審議会年金部会資料」（2015年12月8日）による。

⁴ 国民年金第2号被保険者は、厚生年金被保険者（65歳以上の老齢年金受給権者を除く）。第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養される年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者。第1号被保険者は、第2号被保険者、第3号被保険者以外の者。第1号被保険者は月額定額の国民年金保険料を負担、第3号被保険者は配偶者（第2号被保険者）が加入する年金制度が保険料を負担するため、本人の負担はない。健康保険では、原則として、第1号被保険者は国民健康保険の被保険者となり、第3号被保険者は配偶者が加入する健康保険の被扶養者となる。

⁵ 加入する保険者によっては一部負担還元金等が支給される付加給付があるほか、病気や怪我による休業中に事業主から十分な報酬が受けられない場合に日給の3分の2相当額（最長1年6カ月）が支給される「傷病手当金」、産前産後休業中には日給の3分の2相当額が支給される「出産手当金」がある。

⁶ 国民年金第3号被保険者であっても、本人が職場を退職後に健康保険の任意継続加入者等となっている場合もある。

⁷ 厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」（2014年）によると、厚生年金の適用条件を満たす事業所に勤めている者のうち、就業形態が「常用雇用」及び「パート・アルバイト（週の労働時間が30時間以上）」である者のデータを用いて、一定の前提のもとに粗く機械的に厚生年金の適用の可能性のある者の推計を行うと、約200万人程度とされている。

⁸ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—オプション試算結果—」（2014年6月3日）による。